

日本におけるソーシャルファーム の必要性と現状

恩賜財団済生会理事長

炭谷 茂

1. ソーシャルファームの必要性

- (1) 自分に合った適切な仕事に就くことが困難な人が多数存在
障害者、難病患者、高齢者、母子家庭の母、引きこもりやニートの若者、
刑務所出所者、ホームレスなど
- (2) これによって生じている社会問題
 - ・貧困
 - ・社会からの孤立、社会的排除
- (3) 現在ある2種類の就労先
 - ① 税金の投入された公的な職場
…商品の市場性が乏しく、給料が低い。障害者以外の対象者には一般的にない。
 - ② 民間企業
…適性に合致した雇用先を得ることが困難な多数の当事者
- (4) 第3の職場として「ソーシャルファーム」が必要
当事者の働く場の創出という社会的目的をビジネス手法で実施

2. ソーシャルファームの沿革

- (1) 1970年代、イタリア・トリエステで誕生
精神科病院入院患者が退院し、住民とともに地域で就労する施設
イタリア全土の精神科病院の廃止へ
- (2) その後、障害者全般・刑務所出所者など一般の労働市場では就労することが困難な人を広く対象
- (3) ドイツ、イギリス、フランス、フィンランド、ポーランド、ギリシャなどヨーロッパ全体、オーストラリア、韓国などに拡大
- (4) 今日では、ヨーロッパ全体で10,000社程度設立され、障害者・長期失業者・刑務所出所者等、一般の労働市場では就労が困難な人に対し、一般の労働者と一緒に仕事をする場を提供する組織として発展

2. ソーシャルファームの沿革

(5) 就労する場を提供する機能だけでなく、

- ① ビジネス手法で経営することにより市場で競争できる優れた製品・サービスを生産
- ② 当事者が給料、労働時間等の労働条件で一般の労働者と同一の処遇を受ける

⇒ 当事者の「働き方」が変わり、働き甲斐、自尊心を得、地域の一員となって、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の実現に大きな役割

(6) それぞれの国において、経済・社会分野で一定の役割を果たす。

⇒ 経済・社会の仕組みにおいて不可欠な存在へ
福祉組織ではなく一般の経営組織

3. ソーシャルファームの要点

(1) 労働市場で就労の機会を得ることが困難な者や、不利な立場に置かれている者が働く場を創設し、ソーシャルインクルージョンを図る

対象者:

障害者、難病患者、高齢者、長期失業者、引きこもり、ニート、母子家庭の母、DV被害者、刑務所出所者、薬物依存症、ホームレスなど

(2) 当事者と一般の労働者が一緒に対等の関係で働く

※国によって当事者の割合について基準を定めている

ソーシャルファーム・ヨーロッパ(CEFEC) : 30%以上

ドイツ:最低25% 上限50%

イギリス:25%以上

フィンランド:30%以上

3. ソーシャルファームの要点

- (3) 給与、労働時間等の労働条件は、原則として一般の労働者と同一の基準を適用
- (4) 企業と同様のビジネス手法を基本
市場で販売できる商品・サービスの生産・提供
(障害者の場合は、一般制度による障害程度に応じて助成金が支給)
- (5) 当事者の生活適応訓練機能や職業訓練機能を持つ
- (6) 業種
リサイクル、リユース、レンタル、農業、清掃、住宅修理、コンビニ、レストラン、ケータリング、ホテル業、観光事業などあらゆる分野

4. 公の関与は、各国によって差がある

(1) ソーシャルファームに関する法律の制定

(ドイツ、フィンランド、イタリア、ギリシャ、ポーランド、リトアニア、韓国など)

(2) 経営主体

① イタリア、ポーランド等

専らソーシャルファームを運営するための組織

② ドイツ、フィンランド等

各種団体、企業等が一定の要件に該当すればソーシャルファームとして認定、登録

(3) 支援制度

① 助成制度

設備費等設立に要する費用、設立に当たってのコンサルに要する費用
当事者の人件費の一部 など

② 税制優遇措置 (法人税の減免、消費税の軽減 など)

③ 社会保険料の減免

④ 国や地方自治体による優先購入、優先契約

⑤ 経営指導、研修、情報提供

5. 各国の状況

(1) ドイツ

- 「社会法典」の中にソーシャルファーム関連規定を2001年に制定
- 設立時にコンサル、設備費を補助
- 設立当初3年間は人件費について手厚い財政援助
- 法制定後、国は大規模な社会福祉団体にソーシャルファームを設立するように強力な行政指導、規模の大きなソーシャルファームが多数活動

(2) フィンランド

- 「ソーシャルファーム法」を2004年に制定
- 設立に要する費用を補助
- 運営費については、当事者の人件費の援助
- 職業訓練の機能を持つものもある。

(3) イタリア

- 「社会的協同組合法」を1991年に制定
- ソーシャルファームを社会的協同組合で設立
- 当事者に係る社会保険料免除(人件費の約3分の1に相当)
- 国、地方自治体による製品・サービスの優先購入
- 比較的小規模なソーシャルファームが数千のレベルで存在

5. 各国の状況

(4) イギリス

- ・全国団体である「ソーシャルファームUK」が1999年に発足
- ・有限責任会社、チャリティ等の法人格でソーシャルファームとして活動
- ・政府は、情報提供、職員の研修等で援助

(5) 韓国

- ・「社会的企業育成法」を2006年に制定
- ・認証を受けた社会的企業が現在は2,000社設立。うち7割がソーシャルファームに該当
- ・人件費、運営費、施設費等の財政援助、経営指導、研修、公共機関の優先購入等で支援

6. 日本での状況

(1) 日本においては、地域のニーズに応じて、ソーシャルファームと同様の団体の設立が進められている

(2) 2008年に「ソーシャルファームジャパン」を発足させ、日本においてソーシャルファームの設立を推進

- ソーシャルファームの設立・運営の方法の研究、海外との情報交換
- 「ソーシャルファームジャパンサミット」を年に1回開催

2014年	北海道新得町
2015年	大津市
2016年	つくば市
2017年	横浜市
2019年2月	大阪市で開催予定

6. 日本での状況

(3) 設立実例

①NPO「共働学舎」(北海道新得町)

障害者、引きこもりだった若者、ホームレス等約70名
日本で最高水準のチーズを製造、販売。年商2億円

②株式会社「埼玉福興」(埼玉県熊谷市)

障害者、ニート、元受刑者等が野菜、オリーブ等の栽培

③NPO「たんぽぽ」(埼玉県飯能市)

精神障害者等に健常者が加わり自然農法で野菜作り

④社会福祉法人「がんばカンパニー」(滋賀県大津市)

知的障害者・シングルマザー等が市場で販売するクッキー製造

⑤株式会社「minitts」(京都市)

障害者、母子家庭の母等がレストラン「佰食屋」で就労

⑥NPO「多摩草むらの会」(多摩市)

精神障害者がシイタケ栽培、レストラン、パソコン教室など

⑦社会福祉法人「豊芯会」(豊島区)

精神障害者が宅配弁当、喫茶店の経営

7. 日本におけるソーシャルファーム発展 のための主な課題

- (1) 競争力のある商品等の開発、生産方法
- (2) 販売の促進
- (3) 指導者の養成
- (4) 採算の確保
- (5) 公的援助
- (6) その他